

北上市告示甲第100号

北上市温泉施設燃料高騰対策補助金交付要綱を次のように定め、令和4年12月1日から施行する。

令和4年11月30日

北上市長 高橋敏彦

北上市温泉施設燃料高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、燃料価格の高騰の影響を受けた温泉事業者の事業継続と地域経済の維持を図るため、高騰した燃料料金に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において「燃料料金」とは、事業者が事業の用に供する目的で購入した重油、灯油、軽油、ガス、ペレットその他の燃料の対価をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、夏油高原温泉郷旅館組合に所属する事業者であって、北上市エネルギー価格高騰対策補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第98号）に規定する補助金の申請をしていないものとする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、補助対象者の市内に所在する同一の事業所における令和4年4月から令和5年2月までの間の任意の6月（以下「補助対象月」という。）の燃料料金と、令和3年度における当該補助対象月の燃料料金との差額（別表において「差額」という。）に応じて、別表に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、北上市温泉施設燃料高騰対策補助金申請書兼請求書（様式第1号）に燃料料金の領収書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認

めたときは、補助金の交付を決定し、北上市温泉施設燃料高騰対策補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。
（補助金の返還等）

第7 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4関係）

差額	補助金の額
5万円以上10万円未満	5万円
10万円以上20万円未満	10万円
20万円以上30万円未満	20万円
30万円以上40万円未満	30万円
40万円以上50万円未満	40万円
50万円以上60万円未満	50万円
60万円以上70万円未満	60万円
70万円以上80万円未満	70万円
80万円以上90万円未満	80万円
90万円以上100万円未満	90万円
100万円以上	100万円

年 月 日

北上市長 様

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

電話番号：

北上市温泉施設燃料高騰対策補助金申請書兼請求書

北上市温泉施設燃料高騰対策補助金の交付を受けたいので、北上市温泉施設燃料高騰対策補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額兼請求額 円

(燃料料金)

	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合計
A 令和3年度燃料料金							
B 令和4年度燃料料金							
C B - A							

※Aは複数の事業所がある場合は、当該契約分を合計して記載する。

※A及びBは消費税額及び地方消費税額その他税の相当額を含めた額とする。

2 補助金の振込先口座

【添付書類】

様式第2号（第6関係）

北上市指令 第 号

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

北上市温泉施設燃料高騰対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市温泉施設燃料高騰対策補助金について、北上市温泉施設燃料高騰対策補助金交付要綱第6第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付決定額 金

円